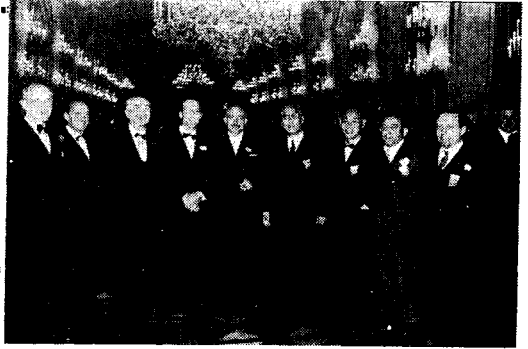


国際住宅および都市計画会議

五十嵐 醇三*
渡部 与四郎**



オーストリア総理主催のレセプションにて（Wien の Shönebrunn 宮殿）右より3人目が五十嵐氏，4人目が藤本東京都建設局長

Empfehlungen des XXIII. Internationalen Kongresses für Wohnungswesen und Städtebau. 28. Juli 1956 Österreich Wien, Rathaus

まえがき 国際住宅および都市計画協会は、第23回国際住宅および都市計画会議をオーストリアのウィーンで1956年7月22日から28日まで開催したが、会議の題目は「都市とその周辺」であつた。このテーマはその様相に従つて6委員会で考察、報告、論議された。本文はこの「第23回国際住宅および都市計画会議」の決議集ともいえるもので、会議の論議中の数多くの基本的な考えを書きとどめたものである。

第23回国際住宅および都市計画会議の決議は次に記載するとおり、下記の6委員会によつて組織的に述べられ、決議されたものである。

- 第1委員会「近代都市の構成の問題」
 - 第2委員会「都市周辺の構成の問題」
 - 第3委員会「都市および都市周辺の計画手法」
 - 第4委員会「計画事務を支える方法」
 - 第5委員会「都市周辺におけるスラム地区の復興」
 - 第6委員会「建築密度基準およびその住宅上の効果」
- 1) 第一研究グループの提案にもとづく決議

1. 都市の将来の発展および都市の構造的発展にとつて決定的な因子である風土上、地形上の因子の比較基準を樹立するため、全世界から風土上、地形上の影響の例を集め、その将来の処理を研究委員会に委託することを提案する。

2. 人間の心理的、社会的行為に相応する都市計画因子および都市発展の決定的因子たる社会学的、心理学的因子についての知識を集めるよう、各国は試みなければならない。特別実行委員会はこれらの因子を処理し、実際の都市計画事業に利用させるべきである。

3. 「定住人口密度」(density of settlement) と「居住密変」(residential density) の用語の統一の可能性を考え、その定義を判然と明確な方法で示すことを協会に求める。この分野における尺度をはつきり示すことが都市の計画と機構を考える際の重要な要素となるようにしてゆくべきである。この関係について国際的基礎

にもとづいて定めた予備的な結果を利用できるようにすべきである。

4. 研究グループは異口同音に交通輻輳の解決、交通上の構造物、および交通指導の問題が近代都市計画には非常に重要であることに同意した。そこで協会にこれらの問題を検討する目的で、個々に研究委員会を樹立し検討の結果を都市計画家の処置に任せるよう要求する。研究グループの意見によると歩道は特に重要とみなすべきである。

交通上の隘路および特に旧式の都市において都心地区の駐車問題の解決への試みは、特に重要であることの事実を研究グループは強調する。これらの密接に関連した主題に、ことごとく利用しうる資料を収集することを協会は引受け、また知らせる努力に特別の考慮を払うよう求める。

5. 新開発に関連して都市地域の旧式の工場、事務所、その他の職場を移動させる問題を取扱う場合、各国で最近使用している方法に利用できる知識を編纂し、これらの知識を一般に使用させることを協会に指示する。

6. 研究グループは都市計画の要素として土地は重要であると認識する。そこで都市計画家の利便のために、種々の種類の土地所有権を各国において単純な比較の形式で記述して表にし、印刷するよう協会に要求する。

7. 航空が重要性を増しているのにかんがみ、その結果としての土地利用、およびそれと連絡する陸上交通の問題に関連した最近の資料を協会は集めるとともに、定期的に出版するよう要求する。

8. 研究グループは都市の配置や設計が時代遅れになり、土地の利用状態は変化することを認める。それは都市の一部、特に古い地帯は荒廃地区となり、全市の外観をひどく害するに至り、土地価格を減少させてゆき、市の行政費のたえざる上昇をきたす事実による。このために都市計画家は注意深い調査をして、全市計画の見地から修理しても仕方のない地区を破壊するとともに、まだ救済見込みのある地帯の再開発には財政的援助が必要である。これらの施行は都市設計がたえず変るように、継

* 正員 建設省計画局区画整理課長
** 同区画整理課

統的な計画にもとづかねばならない。

(2) 第2研究グループの提案にもとづく決議

9. 無秩序な発展の予防 都市周辺の混乱した発展によつて個人並びに社会におよぼす莫大なる経済的、社会的、文化的損失に関して、このような発展をあらゆる可能な手段で、始めから防ぐことはきわめて重要である。

10. 無秩序な発展の経済的損失と都市周辺の改造化に要する費用 都市あるいは近隣住区について環境の無秩序な発展を再計画するに要する、財政的重荷を例示する各国の実例を集めなければならない。これらの実例はかなり局限された地区であり、計画や検討を含み改造の費用細目を与えるべきである。個々の地区に応じてすでに決定され、あるいは遂行中の改造に必要な財政的手段の獲得について指示されねばならない。こうして都市計画と周辺の他の問題について、経験の定常的な交換が行われるであろう。

11. 周辺交通の発達 発達してゆく交通が都市と周辺間を結びつけるとき、分散傾向を助長させず地区（住居、業務、娯楽等）の異なつた要求に従つて、調整できるように特別な注意を向けねばならぬ。交通路はできるだけ数少なく、またいかなる場合にも沿道の建築がなされてはならぬ。

12. 年令別の住居地域と住宅型式 都市とその周辺において、住居地域を計画するとき、異なつた年令層と家族構成別の地区を選定することに注意を向けるべきである。次の差別は必要となる。すなわち独身、子供のない夫婦、一人の子供のある夫婦、数人の子供のある家族、老夫婦、一人になつた人。

子供のある家族には庭（分離したあるいは半ば分離した）のある、好ましい交通路線に接した家は特別魅力がある。周辺においてはこのような家族が多い。よい空気の中で騒音もなく、自然と接触している家への要求は周辺地区において比較的容易に満たされることにならう。家屋の形式はしばしば年令層の変化と関連することに注意すべきである。そこでこれらの要求に適合しやすいグループ化した多くの形式の住宅を都市および周辺に建設すべきである。

13. 自然と都市周辺 都市の周辺において無秩序な定住行為はたいへい必然的に風景を損じ、破壊し、農業に危険をおよぼす。十分なる手段で現在の緑地を保存し立返らすべきである。新しい緑地は与えられねばならぬ。特に重要な地方は特別に保護されねばならぬ。都市周辺において農業は重要な役割を持つので保護されねばならない。

14. あらゆる秩序化の手段に対する基礎として、都市周辺における、いろいろの種類の土地利用についての考究 都市周辺における秩序化のための手段のことごとくは、これら地区の構成について十分知識を集め、これ

にもとづかねばならぬ。それで周辺のいろいろの利用形式を、その条件、特殊な理由、発展傾向、そのおよぼす影響を考慮して検討することが重要である。

15. 周辺および土地問題 設計企画を実現するため、公的機関に与えられた土地処理権に関する各国の法律を集めるべきである。それらはそれぞれの国において成功あるいは失敗の経験にもとづいた、短い報告であつてよい。

- a) 現行の法律
- b) いま準備されている法律
- c) 計画され、あるいは立案中の法律

16. 人々の協働 計画実現のための特別組織の問題、公衆に知らせる方法および公衆の協力の問題の説明、この目的のため特に放送、映画、会合、学校、学会を利用する必要がある。各国が彼等の経験や教育の手段を、例えば映画、展示物、写真等をもつて相互に役立てあうことは望ましいことである。

17. 総合計画は単なる手段ではない 周辺における秩序ある発達は孤立した単純な手段でも不可能ではないが、すべての当面のことがらと関係のある環境を計算に入れ、都市およびその影響圏の開発（地方計画に似た）を包含する基本計画と合致した手段を通じてのみ達成されうる。現実の発展傾向に特別な注意をはらうべきである。計画の実現のため都市および周辺の関心を十分に代表しうる特別組織の制度が創設されねばならない。

(3) 第3研究グループの提案にもとづく決議

18. 都市およびその周辺に対する計画は単純な都市計画であるばかりでなく、地方、国土基本計画内の総合的土地利用計画でなければならない。

19. できるかぎり現在の行政区域を度外視したある地区の総合計画は、それぞれ地区の経済的、社会学的関係に従つて作成されねばならない。

20. 経済的、社会学的および物的計画の将来達成すべき目標は、社会生活の水準に基礎をおくとともに、また国家的水準にも基礎をおくことが必要である。

21. 監督し、統制する力とともに地方計画の組織を整えることは必要である。

22. 地方計画の組織は直接選挙の方法で整備するか、さもなければ、その地区の影響圏の選出議員の代理者で構成されねばならない。彼等は互選の権利を持たねばならない。

23. 計画の完成にはあらゆる関係団体の十分な調整をはかることはどの場合にも必要である。

24. 計画活動に対する十分なる財政的基礎が与えられねばならない。これには関係自治体が財政的な分担をするを当然必要とするであろう。

25. 地方計画機関の調整のために、かつ国家権利の保護のために、現在の政府機関がこの目的に適当しない

場合には中央政府機関を設けることをすすめる。

26. 原則的に計画機関の人はそれぞれの分野において最良の人により構成されねばならない。少くとも実行機関は豊かな経験と知識の持主でなければならない。将来の人材の教育と研修に特別の注意を払うべきである。

(4) 第4研究グループの提案にもとづく決議

27. 郊外の経済的、社会的構造への研究は欠点のある発展の原因を認識し、このような発展を阻止するために必要である。

28. 法律にもとづく土地およびその利用に関する効果的政策は計画の実現化に対する前提条件である。このことは郊外や周辺地に適用されるとともに全市に適用される。計画実現化の努力は将来の計画に必要な土地の獲得に関する、先見の明のある総合的な政策によつて助力される。

29. 開発並びに改造事業には融資および補助による公共資金の計画的投入は欠くことのできない因子となる。都市中心部と周辺とに対してとられるこれら方策は同等でなければならない。住宅建設への公共団体の助成は、全体の開発計画に合致しないような無秩序な設計を避けるようにせねばならない。こうして始めて都市およびその周辺の計画的発展となるものである。

30. 計画にもとづいて土地の改良事業を行う場合、これに課税することは適当な手段である。また都市内および周辺の開発を行うとき、土地の投機をあほらしないで、しかも土地を喜んで手放す程度の課税方法を考えるべきである。

31. 地方計画当局のほか連合地方計画機関を設立すべきである。すなわちこの目的のため設けた連合研究グループあるいは連合組織は、市域外にわたる地方にとられるべき方策を共同して計画し実施する。

32. 周辺地方の公共交通機関を改善するためには、計画者の意向をくみとつた積極的交通政策と運賃政策を採用すべきである。

33. 都市周辺条件の効果的な改善をはかるため、関係経済界、特に銀行、投資会社、住宅企業はもちろん経営者団体も労働団体も協力を求められ、また計画組織に参加することを求めねばならない。

34. 都市周辺のいろいろな地区の人々と、欠点のある開発を処理し、悪条件を救済するのに適した方策を論ずるのは有効であろう。

特に一般の関心のまとである交通路の築造、運動、リクレーション広場、上下水道について人々の関心を喚起すべきである。

35. 不合理な構築を予防し、現存の目障りのものを取除き、それぞれの地方の外観を保護し、空気、水の汚れを禁止するため効果的立法が要求される。

36. 建設についての忠告は都市周辺において特に重

要である。なぜならば建設の設計はこれら地区では通常非常に不満足であるからである。

37. 外圍地域の条件の改善に 卒先するため、またすべての種類の目障りを予防するため、適当な方法で市民を招集する必要がある。

(5) 第5研究グループの提案にもとづく決議

38. 再開発の範囲に正確な定義を下すため、またその企画を実行する目的のため、および必要な再開発を可能ならしめるために、まず次の分野に関するすべてについての詳細調査(根本的探究)をなすべきことを要求する。

都市計画上の調査

地勢、土質、気候、地質学、水文学

地区の一般的区画(町丁目)、土地の限定条件、賦課道路、交通

現在の利用面積(有害工業の近接)

行政上の境界とその影響

現市街地面積

商業、工業

公共建築物

社会学的調査

居住条件

建築密度、換気、採光、一般的設備(水、衛生設備の便宜等)、精神生理学上の条件(聴感、部屋の高さ、視感)

居住民

居住密度、年齢、職業、家族構成、居住標準と社会的行為、人種上社会学上の特徴

工学上の調査

公共の供給施設の便宜、すなわち上下水道、ガス、電気、将来の供給の可能性

経済上の調査

不動産価値、建築物の価値、地代の商業上価格、運賃、所有者利用者の経済効果、公共資金の可能な投資

39.

1) 再開発についての学問は一般から始め詳細にわたらねばならない。

2) 部分的開発の企画は常に国土的、地方的、都市群的、都市的基準で計画した企画をもとにして実行しなければならぬ。もしこのような計画がまだないならば、それらが樹立された場合に生ずる考慮を計算に入れてやらねばならない。

3) 次の計画はお互いに相互の効果をもつように同時にやらねばならない。

a) 形態(アパート、商業、工業、空地、街路および道路、公共建築物と便宜等)を設計し、完成する場合土地の新利用計画のための詳細な準備

b) 地帯の都市計画

c) 建築物の密度および数を示す地図

d) 運輸機能と種々なる供給組織の技術的計画

e) これらの仕事を遂行する場合の順序

注意：b) c) d)は計画に関係し、a) e)はその実現に関係する。なお第5研究グループは再開発の実現化の研究を進めたが、問題は国により非常に変わり、特に発展過程で変わるが、どんな場合にも私企業では簡単に解決しえないことがわかった。これらの差異を考えて決議は一般性のあるもののみとしてある。

40. 土地の不適当な利用およびその上の建築物の不適当な建築を禁止するための、土地利用の決定権を地方庁が持ちうるような国の総合的立法がなければならぬ。このことは土地の改良、完全な再開発、ときには農耕利用への土地の返還に際して欠くべからざる必要条件である。そして国家あるいは地方での立法で、このために起る補償の性格および金額を詳細に規定すべきである。

41. どの国の制度も、すべての関心をもつ団体、すなわち国、地方、行政区、地方自治団体、できるなら忘れなく私立サークル（所有者、居住者、商業、工業等）間で再開発のために生ずる財政的負担を分担するよう規定することが絶対必要である。なぜならば自然科学家、法律家および彼等の社会はすべて不良利用地帯の再開発に関心を有しているからである。

〔6〕第6研究グループの提案にもとづく決議

42. 建築物が異なつた位置並びに国において根本的条件のきな差異の下に大建築されるため、全般の決議と

して建築密度指数（density coefficient）は価値がないということが第6研究グループの意見である。しかし密度指数はどれも比較できる、あいまいでない結果に達するため、同じ方法で算出されることは重要である。

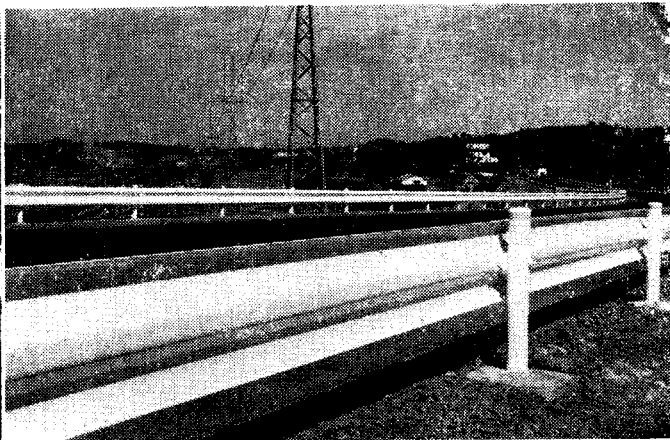
研究グループはこれらの計算の基礎として次の形式をすすめる。この形式では総密度、純密度はすべて三つの観点（戸数、人口、延面積）によつて計算されるべきである。

43. 特定の密度指数に関する決議は示されないが、現在都心の密度はあまりに高く、しかるに郊外では床面積利用の経済は不十分なる密度のため、問題にせねばならないといえる。

44. 次の目的で永久的な小実行委員会を設立することを勧告する。

- 1) 提案した形式をもとにして行う調査の収集との比較。
- 2) 例えば提案した密度指数が応用できない地区（都心、混合地区、工業地区）に対して、建築物の容量を決めるため将来の密度指数の決定。
- 3) 密度指数と他の建築物の設計書が、例えば光や太陽熱のようにお互いに合目的に補足し合うかどうかの問題の調査。
- 4) 建築設計書に示された一定の最小限と最大限の密度指数が、どの程度まで合体組織できるかの調査。

NKK ガードレール



写真：戸塚國道の NKK 式ガードレール

NKK式ガードレールはつぎのような特長を有している「鋼製防護柵」であります。

- (1) 性能が著しく大で安全感があること。
- (2) 堅牢で且つ弾性に富んでいること。
- (3) 外観が優美で、曲線部もきれいに仕上がること。
- (4) 橋梁高欄としても利用できること。
- (5) 材料運搬が容易であること。
- (6) 施工が簡単で、一部分破損の場合には早急に取替えが可能であること。
- (7) 価格が低廉であること。

実用新案出願中



日本鋼管株式会社